

介護保険

2020.3.1

I. 介護保険について 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 介護保険制度

介護保険制度とは、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように支える仕組みです。40 歳以上に加入が義務づけられている公的な社会保険制度で 40 歳から 64 歳までの健康保険の加入者は、健康保険料と一緒に介護保険料を納めます。

II. 被保険者の種類

① 65 歳以上の人(第 1 号被保険者)

→寝たきりや認知症などの「要介護状態」、もしくは日常生活に支援が必要な「要支援状態」に該当する場合に介護サービスを利用することができます。

② 40～65 歳未満の医療保険に加入している人(第 2 号被保険者)

→16 種類の「特定疾病」に該当する場合にのみ、介護サービスを利用することができます。

(厚生労働省 特定疾病の範囲)

III. 保険料 東京屋外広告ディスプレイ健保組合 保険料

「標準報酬月額」に当社加入の健康保険組合が設定している保険料率(18.0/1000)をかけて計算しています。(2020 年 3 月現在) この保険料は、当社と被保険者で折半して負担しています。

IV. 介護サービス内容と利用料

居宅サービス	自宅などを訪問してもらうサービス	例:訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等
	施設を利用するサービス	例:通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等
	介護をする環境を整えるサービス	例:福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給等
施設サービス	介護老人福祉施設の利用 (特別養護老人ホーム)	要介護と判定された人のみ利用できます。 ※原則、特別養護老人ホームへの新規入所者は要介護 3 以上の人に限定されます。
	介護老人保健施設の利用 (老人保健施設)	
	介護療養型医療施設の利用 (療養病床など)	
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービス 夜間対応型訪問介護 地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護 等々	要介護の方が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、多様かつ柔軟なサービスを提供するための枠組みです。 市区町村単位に事業が運営され、原則、所在市区町村の住民が利用できます。
利用料	サービス費用の 1 割(所得の高い方は 2 割または 3 割)が自己負担となります。 ※自分の負担割合は、要支援・要介護の認定者に対して交付される「介護保険負担割合証」で確認することができます。	